

災害に備えて複数の避難先を検討してみましょう！

個人で備える避難先 一分散避難一

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、地震や台風等の大きな災害が起きた際には、町の指定避難所が過密状態になり、感染リスクが高まることが想定されます。そこで、感染リスクを抑えるためには、できるだけ分散して避難することが重要となります。

☎ 自治防災課(☎581・2121内線371・373)

個人で備える避難先・避難方法

▶在宅避難(自宅での生活継続)

自宅が浸水や土砂災害の危険性がない場所であれば、避難所に行かず、自宅にとどまる「在宅避難」、または自宅の2階に避難する「垂直避難」という方法



Point!

日頃から在宅避難の準備を整えておくことが重要です。

- 自宅の耐震性や安全性を確認・判断・メンテナンスを行う
- 地震による家具の転倒防止対策を行う
- 水・食料・簡易トイレなどを備えておく など

▶自宅外での生活

近くの親戚や友人宅、ホテル、会社の社宅や社員寮等へ一時的に避難する方法



Point!

事前に、災害が起きた場合、受け入れが可能かどうか、相手先に確認・相談をしておくことが必要です。

▶車中泊

浸水リスクがある地域や山の斜面、倒壊した建物の近くなどの危険な場所でなければ、一時的に車の中で過ごす「車中泊」する方法



Point!

車中泊をする際は、車内の換気やエコノミークラス症候群対策のため、適度に運動を行いましょう。

重要 いずれの場合も、事前にハザードマップで避難予定地域の災害リスクを確認しておきましょう。

指定避難所へ避難する場合

新型コロナウイルス感染症対策として、個人専用のウェットティッシュ、アルコール消毒薬、体温計、せっけん、ティッシュ、マスクやタオルなどの衛生用品を必ず持参しましょう。

▶非常用持ち出し袋に入れておく便利なものの一例（確認用チェックリスト）

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|--|
| ☐ 飲料水 | ☐ 救急用品 | ☐ 離乳食、粉ミルク、紙おむつ（乳児のいる場合） |
| ☐ 非常食 | ☐ 医薬品 | ☐ 健康保険証のコピー（身分証明書） |
| ☐ ヘルメット | ☐ 体温計 | ☐ 現金（公衆電話用に10円硬貨、100円硬貨等） |
| ☐ 懐中電灯 | ☐ 軍手 | ☐ 印鑑 |
| ☐ 電池 | ☐ 生理用品(女性) | ☐ アルコール消毒薬 |
| ☐ 携帯ラジオ | ☐ マスク | ☐ 雨具 |
| ☐ 衣類（着替え用） | ☐ ティッシュ | ☐ 歯磨きセット |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ ウエットティッシュ | ☐ せっけん |
| ☐ 紙コップ、紙皿 | ☐ タオル | ☐ ハザードマップ |

※非常用持ち出し袋は、両手が使えるリュックが便利です。



寄居町独自事業 事業者への支援制度について

■テイクアウト・デリバリー推進事業補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年2月1日以降にテイクアウト、デリバリーを開始、または拡充した飲食事業者を対象に、要した経費に対して補助金を交付します。

▶対象／町内で飲食事業を営む中小企業者および個人事業主 ※フランチャイズを除く

▶補助対象経費／容器等の消耗品費や広告料、備品購入費、人件費等

▶補助金額／補助対象となる経費の全額（上限 **10** 万円）

■小規模事業者緊急支援事業

新型コロナウイルス感染拡大により、事業に影響を受けた町内の小規模事業者に対して、事業の維持または継続のための緊急支援として支援金を給付します。

▶対象／次の①～④の要件をすべて満たす事業者(常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人事業主)

①令和2年2月以降における1カ月(任意の月)の売上金額が、前年同月と比較して5%以上減少していること

②令和2年1月1日時点で、町内に本店または事業所を有する法人、町内に事業所を有する個人事業主

③直近の年分の確定申告、または住民税申告を行っていること

④前年の事業収入が、収入全体の過半数を占めていること

▶支給金額／1事業者につき一律 **5** 万円

共通

▶申請方法／申請書を町公式ホームページより取得し、必要事項を記入のうえ、添付書類(町公式ホームページ参照)を同封し、郵送で商工観光課へ提出してください。

▶申請期限／ **9** 月 **30** 日(水)

※9月30日消印分まで有効

※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎ 商工観光課（〒369-1292住所記入不要、☎581・2121内線452）



新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、陽性が確認された方やその家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく誹謗中傷や差別的な言動は許されることではありません。感染のリスクは誰にでもあります。その中で、感染症のまん延を防ぐには、一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動することが、何よりも大切です。

不当な差別等の人権問題についての相談は、法務省の人権相談窓口で受け付けています。

法務省人権相談窓口

▶みんなの人権110番

☎ **0570-003-110**

平日 午前8時30分～午後5時15分

▶子どもの人権110番

☎ **0120-007-110**

平日 午前8時30分～午後5時15分

▶女性の人権ホットライン

☎ **0570-070-810**

平日 午前8時30分～午後5時15分

▶外国語人権相談ダイヤル

☎ **0570-090-911**

平日 午前9時～午後5時

☎ 人権推進課(☎581・2121内線412)